

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

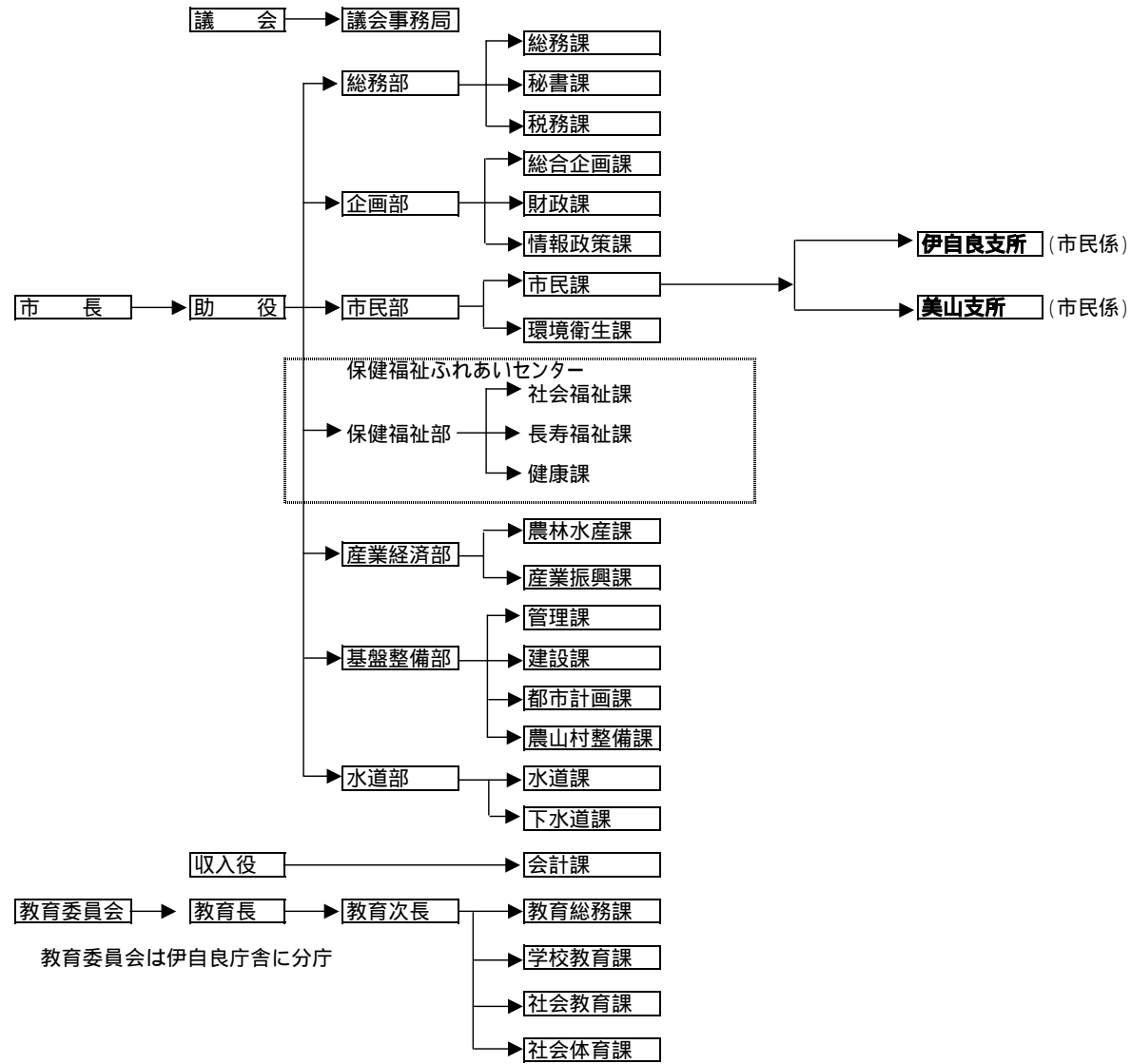
協議項目	13. 支所の取扱い	協議細目	
調整方針			
項目	参 考 資 料		
	<p>参考 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第155条（支庁・地方事務所等の設置及び区域） 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。</p> <p>2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>支所とは、市区町村の全部事務を執行するものであって、その設置は交通不便の地、あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃しせずして支所とする場合等であり、したがってその組織は相当の職員が常時勤務することを要件とします。</p> <p>出張所とは、住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向がなくてもすむ程度の簡易な事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長という観念です。</p> </div> <p>支所機能（例） 各地域の振興を目的とした業務を処理する地域振興部門を設置 地域住民の利便性を図るために住民サービスの窓口となる総合窓口部門を設置 各地域の産業振興、基盤整備の推進・管理等を目的に事業部門を設置 生涯教育等の充実を目的とした教育部門の設置</p>		

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参	考	資 料
市町村名	山県市	ひらなみ市	瑞穂市
合併の方式	新設合併	新設合併	新設合併
合併期日	平成15年4月1日	平成16年3月29日	平成15年5月1日
調整方針	<p>事務所の位置は、山県郡高富町高木1000番地1とする。 （現高富町役場）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊自良村役場を伊自良支所 ・美山町役場を美山支所 	<p>当分の間、現3町の庁舎を海津庁舎、平田庁舎及び南濃庁舎とし、各庁舎に住民の利便及び組織運営の合理化という点に配慮して、総合支所的な機能を持たせる。また、この間の事務所の位置は、海津庁舎の所在地とする。</p> <p>統合庁舎については、新市において検討する。</p> <p>現南濃町の支所は、現行のとおりとし、統合庁舎移行後は、存続の方向でそのあり方を検討する。</p>	<p>新市の事務所の位置は、本巣郡穂積町大字別府1288番地とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穂積町役場を穂積庁舎 ・巣南町役場を巣南庁舎

山県市における行政組織



事 務 事 業 一 元 化 調 査

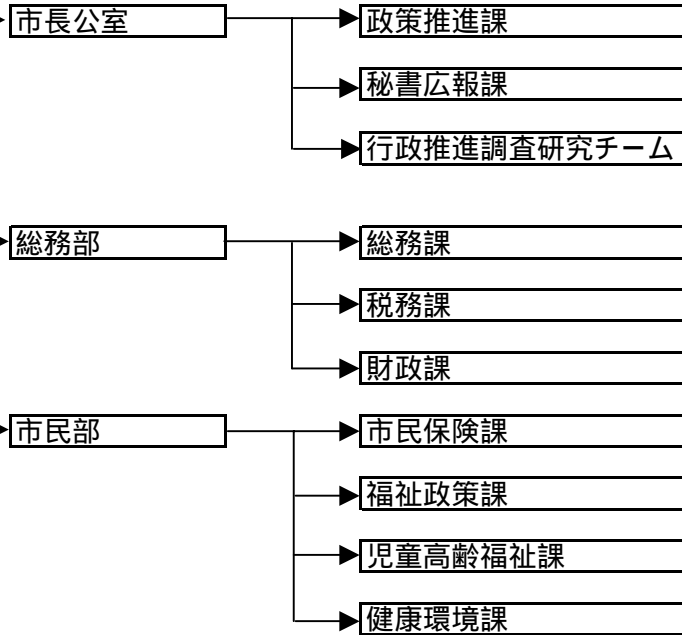
関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参	考	資	料
市町村名	郡上郡町村合併協議会	飛騨4町村合併協議会	飛騨地域合併協議会	
合併の期日	平成16年3月1日	平成16年2月1日	平成17年2月1日	
合併の方式	新設合併	新設合併	編入合併	
調整方針	<p>新市の事務所の位置は、当面郡上郡八幡町島谷228番とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡町役場を八幡庁舎 ・大和町役場を大和庁舎 ・白鳥町役場を白鳥庁舎 ・高鷲村役場を高鷲庁舎 ・美並村役場を美並庁舎 ・明宝村役場を明宝庁舎 ・和良村役場を和良庁舎 	<p>新市の事務所の位置は、吉城郡古川町本町2番22号とする。 (現古川町役場庁舎)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現河合村役場を飛騨市河合振興事務所 ・宮川村役場を飛騨市宮川振興事務所 ・神岡町役場を飛騨市神岡振興事務所 <p>飛騨市古川振興事務所の位置については別途協議する。 又、「事務組織及び機構の取り扱い」、今後の協議の動向により、各振興事務所に本庁機能の一部を配置することも検討協議するものとする。</p> <p>振興事務所の機能 所管地域の地域振興策の立案及び調整 市民サービスに関わる直接的事務の執行</p> <p>所長の権限 市の施策及び事業に関する調整権 管内における地域振興予算の要求権 特別に指定された事業の執行権 ただし、振興事務所については一定期間ごとに管内の状況及び社会情勢に合わせて、組織のあり方を含めて検討する。</p>	<p>市の事務所は、現在の高山市役所の位置とする。</p> <p>丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町及び上宝村に支所を置く。</p>	

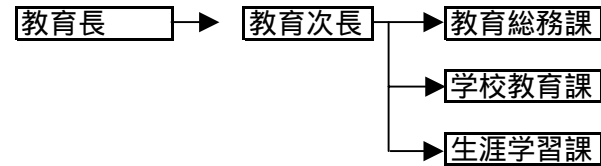
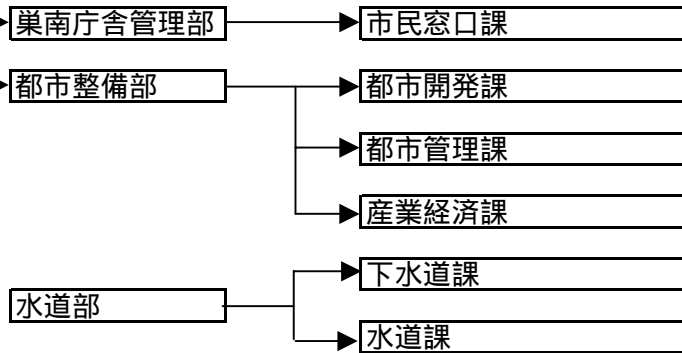
瑞穂市における行政組織

穂積庁舎

市長 → 助役



巢南庁舎



郡上郡町村合併協議会

本所及び支所における事務機能

(1) 基本方針

- 住民サービスの低下を招かない組織・機構
- 7町村役場庁舎の有効活用
- 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構

(2) 本所・支所機能の考え方

- 「本所」 事務の合理化(共通事務の統合)及び将来的な行政改革(定数削減等)を踏まえ、総務部門、企画部門、税務部門、会計部門
議会事務局、教育委員会事務局を統合設置
- 「支所」 各地区の振興を目的とした業務を処理する地域振興部門を設置
地区住民の利便性を図るため、住民サービスの窓口となる総合窓口部門等を設置
各地域における産業振興、基盤整備の推進・管理等を目的に事業部門を設置
社会部門(教育委員会)の充実を目的とした地域教育部門の設置

(3) 事務組織(案)

	部 門	主 な 所 掌 事 務	
本所	1. 議会部門	議会	庶務・議事
	2. 総務部門	総務	秘書、庶務、人事、財政、管財、福利厚生、選挙、防災
		企画	企画政策、広報広聴、行政改革、合併管理、情報化推進
	3. 税務部門	管理収納	市民税、資産税
	4. 会計部門	会計出納	会計
5. 教育部門		教育総務	人事、教育計画、庶務、施設管理
		学校教育	学校教育、小中学校、幼稚園、給食センター
	社会教育	社会教育、文化振興、青少年、図書館、文化財、スポーツ振興	
支所	1. 地域振興部門	地域振興	企画政策、地域審議会、管財、防災、庶務、収納(市税、使用料等)
	2. 総合窓口部門	窓口業務	証明書等発行窓口、福祉関係届出窓口
	3. 事業推進部門	健康福祉	福祉(児童、社会、高齢者、障害者)、生活保護、保育所、国保、健康推進、老人保健、年金
		産業振興	商工業振興、企業誘致、観光、農林水産業振興、農地・森林保全
基盤整備		都市整備、基盤整備	
	水道環境	上下水道整備、環境対策	
4. 教育部門	地域教育	社会教育、公民館、図書館、給食センター、学校教育、スポーツ振興、庶務	
	病院部門	病院	診療、看護、事務
	消防部門	消防	消防防災、事務

飛騨4町村における振興事務所のイメージ

意義と働き

振興事務所は、地域の実情に即したきめ細かい行政を行うために設置する。

また、振興事務所は旧町村ごとに設置し、旧町村地域における住民サービスに関わる直接的な事務と併せて所管地域の振興に関する事務を行う。

< 機能 >

- ・所管地域の地域振興施策の立案及び調整(本庁機能の一部)
- ・直接市民サービスに関わる事務の執行(支所的機能)

< 所長の権限 >

- ・市の施策及び事業に関する調整権(地域の代弁者)
- ・管内の振興予算の要求権
- ・特別に指定された事業の執行権

組織(例示)

